

今回のテーマ「技能実習計画の認定申請」について

育成就労制度施行に伴う「技能実習計画についてのご案内」を確認ください。



外国人技能実習機構(OTIT)



(技能実習計画についてのご案内)

○ 1号技能実習計画の認定申請は、**令和9年2月まで**に行うよう  
お願いします

※ 在留資格「技能実習1号イ」又は「技能実習1号ロ」で上陸が許可されるのは、**原則として令和9年6月30日まで**です。

1号技能実習計画の認定申請は、令和9年3月31日まで可能ですが、**令和9年3月以降に計画の認定申請をされた場合**、審査や入国するための手続きに時間を要し、**令和9年6月30日までに上陸許可を受けることができない可能性があります**。  
令和9年2月までに申請していただくか、育成就労制度のご利用をご検討ください。

○「技能実習制度の経過措置」について

令和9年4月1日以降も、次の要件に該当する方は、新規に技能実習を行うこと又は次の段階に移行して技能実習を行うことができます。

(該当しない方は、技能実習を行うことができませんので、育成就労制度のご利用をご検討ください。)

【1号技能実習】

令和9年3月31日までに認定申請をした技能実習計画に基づき、令和9年6月30日までに技能実習を開始することができる実習生

【2号技能実習】

令和9年6月30日までに1号技能実習を開始している実習生



【3号技能実習】

令和9年4月1日時点で2号技能実習の実習を1年以上行っている実習生(※)

※詳細は以下のリーフレットをご覧ください。

①「育成就労制度の施行に伴う技能実習の経過措置について」

①



②



②「育成就労制度の施行に伴う技能実習2号から3号への移行について」

○注意事項

令和7年4月2日以降に新たに技能実習生として入国した方は、**技能実習3号に移行できない可能性がありますので、ご注意ください。**

(その場合でも、条件を満たせば技能実習から特定技能1号に移行することができます。詳細は出入国在留管理庁ホームページの「特定技能制度」のページをご覧ください。)

特定技能制度ホームページ

